

御船町恐竜博物館「博物館実習」実施要項

1 趣 旨

本要項は博物館法施行規則第1条の規定に基づく「博物館実習」(以下、「実習」という。)の単位を御船町恐竜博物館(以下、「博物館」という。)における実習によって修得しようとする学生(以下、「実習生」という。)の受入れ及び実習の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

大学において学芸員資格取得に必要な単位を取得または取得見込みの者。

3 定 員

10名

4 実施時期および期間

実習を実施する時期は原則として当該年度の8月～9月とし、実施期間は大学の規定に基づき5日間から14日間の範囲で実習計画によって定める。

5 実習場所

御船町恐竜博物館及び周辺施設等

6 内 容

内容は、主として古生物学・地質学分野に関する調査研究、標本作製技術、コレクション管理、博物館教育、展示開発、デザイン技術、課題研究等、広範な学芸員の業務を経験できるよう配慮し、詳細は実習計画によって定める。

7 申し込み方法

実習生が在学する大学は、次の書類を当該年度の4月末日までに博物館に提出する。

- (1) 依頼文書(公印を押印したもの)
- (2) 個人調書(写真が添付された履歴書)
- (3) 実習生が作成した実習希望理由書(様式1)

8 受入通知

博物館は実習の申し込みの内容を審査し、5月末日までにその結果を大学へ通知する。

9 実習実施に必要な書類

実習生の受入を通知された大学は、次の書類を事前に博物館に提出するか実習生に携行させる。

- (1) 大学が定めた館園実習参加要領等(実習の事前指導内容がわかるもの)
- (2) 実習記録簿および出勤簿等
- (3) 博物館が記入を要する評価書類
- (4) 評価書類等の返信先および返信用封筒
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に関する書類(健康管理表及び問診票)
- (6) その他実習に必要な書類

10 実習費

原則として無料とする。ただし交通費、通信費、実習に必要な個人の消耗品費等は自己負担とする。

11 事故に対する責任

原則として実習中の事故に対する責任は大学及び実習生が負うものとし、実習生の責任で傷害保険等学外活動向けの保険に加入する。

12 その他

接触履歴等から新型コロナウイルスへの感染の可能性が疑われる場合は、本人の健康状態にかかわらず、実習受入れを中止する。

この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

実習希望理由書

所属
氏名

実習希望理由書の作成について
以下の 1～5 の内容を網羅して作成してください。
文量は A4 1 枚程度を目安としてください。

1. 博物館に対する現状認識（社会的役割等）
2. 実習の背景となる経験（博物館及び専攻する分野に関する経験）
3. 御船町恐竜博物館での実習を希望する理由
4. 実習の目的
5. 特に希望する実習内容